外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する第三回質問主意書

出者 鈴木宗男

提

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する第三回質問主意書

権では一切明らかにされず、 る報償費、 臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。」と、 対して情報を開示し、 前 々回答弁書」 当方は高く評価するものである。 いわゆる機密費が首相官邸に上納されていたことを明らかにした。 (内閣衆質一七四第六七号) 真実を明らかにすると言う、 前政権は国民に「上納はない」とウソをつき、国民を騙し続けてきた。 右と「前回答弁書」 で岡田克也外務大臣は、 岡田大臣率いる現在の外務省、 (内閣衆質一七四第一二二号)を踏まえ、 「かつて外務省の報償費が総理大 右の事実は、 並びに鳩山 過去に外務省におけ 前自民・公明政 由紀夫内閣 国民に 岡 0

からいつまで続けられていたか、 前 回質問主意書で、 外務省の機密費が首相官邸に上納され、 また、 右の時期に、 年間にどれだけの外務省機密費が首相官邸に上納さ 外交用務として使われるという慣行は いつ

田大臣に再度質問する。

れていたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて

外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。

これ以上の詳細については、 報償費という経費の性質上、 また、 過去の政権下で行われたものであること

体的にどの様な方法で行われたのか説明されたい。 から、 の答弁がなされている。右答弁には「これまでの経緯等を改めて確認した」とあるが、 以後は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われているということはないと承知している。 お答えすることはできないが、 少なくとも松尾元外務省要人外国訪問支援室長による公金横領事件 右の確認作業は具 _ と

二 一の答弁には「過去の政権下で行われたものであることから、お答えすることはできない」とあるが、 とで、ある程度の概要をつかむことは可能ではないのか。 前政権で行われたことであっても、 現在も政府の職員であり、当時を良く知る者等の関係者に話を聞くこ 岡田大臣の見解如何

 \equiv と答弁している。 あったことを承知の上でなされていたのであれば、当該発言の趣旨は不明であると言わざるを得ない。」 回答弁書」では「お尋ねの発言がかつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことが 民にウソをついていたことについて、 前回質問主意書で、 簡潔に言うならば、 福田康夫元内閣官房長官が、 右答弁は岡田大臣として、過去の福田元長官の答弁は虚偽であった 岡田大臣及び鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解を問うたところ、 国会の場で六度に渡り、 「上納の慣行はない」旨、 前 国

と認識していると理解して良いか。

確認を求める。

兀 当方としても、また大多数の国民も、 機密費の意義そのものを否定しているのではない。しかし、

機密

費の原資が国民の尊い税金であることを鑑みる時、政府は出来る限り、 国益を害しない範囲で、その使途

等について国民に説明する責務を負う。 前回質問主意書で触れた福田元長官の答弁は、 結果的に国民を欺

き、 機密費、ひいては政府に対する国民の信頼を落とし、 国益を損ねることに繋がったものと考えるが、

岡田大臣の見解を示されたい。

右質問する。